

地域包括ケア病床 開設のご案内



和水町立病院では、3階病棟の一部(3室10床)を「地域包括ケア病床」として運用(平成28年3月1日からの予定)することとなりました。

Q.地域包括ケア病床とは？

急性期治療を終了し、すぐに在宅や介護施設へ移行するには不安のある患者さんに対し、在宅復帰に向けて治療・看護・リハビリを行うことを目的とした病床です。

在宅復帰をスムーズに行うために「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、専従の理学療法士、在宅復帰支援担当者(医療ソーシャルワーカー)などが協力して、効率的に患者さまのリハビリや在宅復帰支援(相談・準備)を行っていきます。

Q.どのような場合に入院できるの？

主に次のような患者さんが対象です。

- ①入院治療により状態は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な人
- ②退院に自信がない人
- ③在宅復帰へ向けての積極的なリハビリが必要な人
- ④在宅での療養準備が必要な人



Q.入院期間は？

地域包括ケア病床は、在宅復帰を目的にした病床で、入院期間は最長60日です。

Q.入院費はどうなるの？

定められた地域包括ケア病棟入院医療管理料を算定します。

入院費は定額で投薬・注射・処置・検査料等が含まれます。詳しくは外来受付の医事出納係職員にお尋ねください。

なお、後期高齢者(75歳以上の人)は月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。

Q.入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病床で行うような高額な医療品の投薬や特殊な検査、手術などには対応できません。

症状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床に転床する場合があります。

ご不明な点は、病棟師長、または地域福祉連携室までお気軽にお尋ねください。

地域ぐるみで行う有害鳥獣被害対策について緩衝帯整備事業を実施しませんか!?

近年、イノシシなどの有害鳥獣の生息域が全国的に拡大し、農作物などへの被害が深刻な問題となっています。

和水町内においても、有害鳥獣の駆除や電気柵など鳥獣害防止施設の整備を進めていますが、全体的な被害量は減少傾向にあるものの、鳥獣害防止施設の未整備地区では被害が増加するなど、有害鳥獣による被害の問題は、未だに深刻なものとなっています。

有害鳥獣による被害を防ぐためには、地域全体で被害防止対策に取り組み、有害鳥獣を寄せ付けない環境をつくることが重要です。

そこで、和水町では、鳥獣被害対策の一環として、緩衝帯の整備事業に取り組んでいます。この事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し実施するものであり、緩衝帯の整備に取り組む団体には、事業量に対して補助金を交付しています。緩衝

帯の整備事業の主な事業内容は次のとおりです。

【事業の内容・目的】

藪の草刈りや樹木の伐採などを行い、集落や農地と鳥獣が生息する山林の境界を整備、管理することで有害鳥獣の生息しにくい環境をつくることを目的とした事業です。地域ぐるみで実施することで、より大きな効果があります。

緩衝帯整備事業の実施を希望される団体は、次の注意事項を熟読し、平成28年2月12日(金)までに、問い合わせ先までお問い合わせください。



【事業実施上の注意事項】

- ①山林と隣接している場所、またはイノシシの生息地となっている場所であること。ただし、道路や水路の法面などで通常区役で管理している場所や山林内は対象外です。
- ②1カ所10アール(1000㎡)以上であること。
- ③行政区や小部落などの団体での申請であること。個人での申請・実施は対象外です。
- ④補助額は、3000円/アール(100㎡)
- ⑤平成27年度中に完了すること。
- ⑥事業完了後、3年以上は、土地の維持・管理を行うこと。
- ⑦他の補助事業と重複しないこと。(中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金事業など)
- ⑧要望があった所は、現地検査を行います。また、要望が多い場合は、優先順位(荒廃度合、面積など)が高い場所から予算の範囲内で行います。



↑ 実施後



↑ 実施前

問い合わせ先
総合支所 農林振興課 林務係
☎0968・34・3111(内線725)